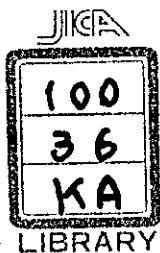


取扱注意

昭和51年度南西アジア地域大使会議
出席大使と事業団との懇談会議事録

(要 旨)

日 時 昭和51年 8月 7日 (土)
10:00~12:00
場 所 外務省 6階656号会議室



国際協力事業団

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 5. 19	100
登録No. 05832	36
	KA

PA200
1,45
K
(1)

I. 懇談会次第

(司会 御丞理事)

- 1. 開 会 (10:00)
- 1. アジア局長挨拶及び大使の紹介
- 1. 総裁挨拶及び事業団役員紹介
- 1. 大使会議概要説明
- 1. 事業団概要説明
- 1. 質疑応答
- 1. 閉 会 (12:00)

JICA LIBRARY



1058234[4]

52.3.8
60.20
199
313

(2)

Ⅱ. 出席者

〈大使〉 在インド 鈴木 孝大使
在スリ・ランカ 吉岡 章大使
在 Bangladesh 吉岡 一郎大使
在ネパール 佐々木 正賢大使

〈外務省〉

中江アジア局長
大森アジア局次長
大鷹経済協力局参事官

〈華業団〉

法眼 総裁
久宗、井上両副総裁
御巫、人見、近藤、
外山、長尾、遠藤、
中西、長崎、各理事

Ⅲ. 議 事 録 (要旨)

1. 中江アジア局長挨拶

今年度の南西アジア地域大使会議は、アジア・太平洋地域大使会議を分け、小人数で出来るだけ中身の濃い議論を行おうとの配慮から開かれたものでありますので、本日の懇談会においても、南西アジア地域のもつ政治的、経済的、その他の意味合いを念頭に置きながら、同地域に対するわが国の経済技術協力について十分議論していただきたい。

2. 法眼総裁挨拶

国際協力事業団としては、設立以来外交政策の一環としての国際協力の推進に努力を重ねて来ているが、自らの使命を十分果し、いかに国際協力の実を上げるかについて、常々苦心しているところである。

本日は、開発途上諸国にあって現地の事情を熟知しておられる立場から各大使の忌憚のないご意見、ご要望等を承り、事業団の行う国際協力事業をより一層効果的なものにしていきたい。

(4)

また、このような懇談の場が与えられたことに対して心から感謝する次第である。

3. 大使会議概要説明

(中江アジア局長)

南西アジア地域については域内5ヶ国のうち、4ヶ国が非常事態を宣言し、又、来年総選挙を控えている中で、インド・パキスタン関係の改善、インド・ソ連の大使交換、中国・パキスタンの友好関係回復等の動きがあり、世界的にみても政治、軍事上重要な地域であるにもかかわらず、従来、わが国と同地域各国との関係はともすれば疎遠となりがちであった。経済技術協力関係においても十分緊密であったとは言い難い点、反省しなければならぬが、これは他面で相手国側の有する問題にも起因しており、これの解消にはなお時間を要すると思われる。

これらを踏まえ、今後の同地域に対するわが方政策の在り方を考えると、同地域のもつ資源、貿易上の重要性、なにかんづく6億6,000万の人口を有するインドは無視し得ず、これからのわが国外交の主軸となるであろう。従って従来、経済技術協力の拡充と併せ中立的文化交流やわが方要人の訪問外交を通じて関係強化を図っていく必要、

があるとの結論であった。

4. 事業団概要説明 (御正理事)

イ) 南西アジア地域に対する技術協力の実績と現状・計画について (配市資料により説明)

ロ) 開発途上国に対するわが国政府援助の動向について
外務省発表資料によると、わが国の政府ベース技術協力は次のとおりである。

1973年 57.2百万ドル (対ODA 5.7%)

1974年 63.5 " (" 5.6%)

1975年 87.2 " (" 7.6%)

政府開発援助に占める技術協力の割合は昨年(昭和50年)に至ってかなりの伸びをみた。しかし、政府開発援助のGNPに対する比率は0.24%で昭和49年(0.25%)より低下しており、先進国の中でも西独(0.40%)、フランス(0.63%)などに比べると低水準であると言わざるをえない。

(6)

このため、わが国としては開発途上諸国の期待に応えるためのみならず、先進工業国の責務としても、今後とも技術協力の拡大に努めなければならないと考えられる。

しかし、開発援助の拡大に対し、わが国が積極的に取り組んでいく上では、わが方の事情のみに偏り、相手国にとって押しつけにはならないし、また、資金協力と技術協力をいかに有機的にリンクさせ効率化を図るかという問題、あるいは二国間ベース協力のほか国際機関を通じた国際協力の拡充のためのこれら国際機関との関係強化、アラブ等の産油国に対する有償協力の在り方、開発協力の活性化（特に南西アジア地域では未だ一件もない。）等の種々の問題を抱えている。

このため、わが国の技術協力の拡大を図っていく際にはこれらの問題にいかように対処していくかを併せ検討しつつその質的、量的変革を図る必要があると考えられる。

5. 懇 談

(御巫理事)

懇談に先立ち、事業団から以下の点につき各大使に要望いたしたい。

- イ) 要請案件に関連する詳細な情報の提供
- ロ) わが国の協力可能な分野における具体的案件の発掘
- ハ) 派遣専門家、協力隊員に対する指導監督並びに支援
- ニ) 供与機材の通関引取りの迅速化に関する支援
- ホ) 高級研修員渡日前オリエンテーションの徹底

(ホ)に関連し、事業団においては、高級研修員としての受け入れが難しい国際協力関係要人の総裁招へい制度を将来構想としてっており、昭和52年度予算において要求している。

(法販総裁)

特に上述イ)に関し、従来相手国政府からの要請内容背景等が十分明確であったとは言い難い面もあり、国内において各方面から *Complaint* が生じたりする場合も少なくない。要請の中には *Specific* なものに反ばないものもあり得ると思われるが、これらの点も含めよろしく

(8)

館員へのご指導方お願いしたい。

(佐々木大槓：ネパール)

イ) ネパール中西部における医療協力、ジャナカプールにおける農業協力に関して、いずれもフレハブ建物が供与されているが、日本のフレハブは現地の熱帯多雨性気候風土には適合していないのではないか。従って例えば倉庫は現地にてレンガ等を調達して施工するなど現地条件に合った建物の供与は考えられないか。

ロ) ジャナカプール農業協力に関し、農業開発に重点を置くネパール政府の方針にも沿った本件協力の推進にはそれぞれに専門分野で優秀な専門家の確保が必要であると同時に、彼らは言葉を通して技術を伝達する訳であるから語学の問題も非常に重要である。ネパール語習得のための予算はあると聞いているが、現地において専門家が勉強しようとする意思を有していても神々制約があるようである。従って語学研修に係る予算の弾力的運用は図れないか。

(御巫理事)

イ). に関し、技術協力ベースでの機材供与の範囲では建物、家屋を供与する場合フレハブ式のものに限度である。各プロジェクトの個別事情により技術協力を実施する際に建築物を伴う必要がある場合も少くないが、本格的な建物供与は外務省経済協力第二課が行う無償協力の範ちゆうに属するものであり、従ってこのような場合は技術協力と無償協力との間に有機的な関連づけを行う必要がある。しかし、無償協力の実現にはそれなりの背景、手順等があり一挙に連関を図るということは仲々困難な実情にある。

(松原総務部長)

ロ). に関して、ご指摘の点は「語学手当」の問題と
思われるが、英語、フランス語、スペイン語、あるいはネパール語その他の現地語等専門家の有する語学能力については、派遣前(英・仏・スペイン語)及び毎年現地において大使館のご協力により実施している現地語学試験(スペイン語、ネパール語等)により一定の水準に達している者に対して語学手当を支給することとしている。

(10)

この制度は、語学習得のための研修費用として支給するものではないが、全専門家に対して平等に機会が与えられるものであり、受験に何ら制限はない。その意味では専門家各位の努力を期待したい。

(佐々木大使)

総裁招へい制度は非常に好ましいと思う。是非とも実現させていただきたい。現在、医療協力関係担当局長の受入れの話があるが、「要請」の形式を踏んでまで訪日することはないという雰囲気が見られる。したがって本制度の場合でも要請書は不要であるようなものにして欲しい。

(御巫理事)

本制度は、現在、構想の段階にあり、目下来年度予算の中で要求しているが、その確定を待たないと人数、資格、待遇等は明確にし得ないが、当方としてはこれはあくまで招待という形で、要請手続は不要なものとして考えている。

(吉岡大使：スリ・ランカ)

スリ・ランカは、1948年英国から独立したが、対日認識が非常に不足している。したがって、要人を受入れる必要性がより高いとも言える。その場合外務省招へい客か総裁招へい客でないと招待するにふさわしくないとと思われる。その意味でも是非とも予算獲得に努力していただきたい。

スリ・ランカにおいては政争が激しく、来年5月末に総選挙が予定されているが、これにより政権が交代すればこれまでの経緯からみても(デワフワ農業プロジェクトの例)協カプロジェクトに関する方針が大巾に変わることが予想される。従ってこのような国に対しては政権の発足と同時に協カ案件の *proposal*、実施調査の着手等を速やかに行い、当該政権の存続期間内に協カ事業を遂行し終えるように時機をうまくとらえ、迅速に対応するよう留意しないと政権の交代により途中で挫折してしまう恐れがある。

(鈴木大使：インド)

イ) インドに対する青年海外協力隊の派遣はインド中

(2)

中央政府の意向により昨年全員引揚げ、現在中断しているが、地方州政府の中には彼らの活動を高く評価し、継続派遣を希望するところもあった。このように同国に關しては一元的に判断できないところがあり、今後多面的に検討し対応していく必要がある。

ロ) ブータンの自動車整備専門家に関しては、ブータン入国が結局果せず、同国政府から本使に対し丁重なる陳謝の挨拶があったことをお伝えしておきたい。

この例でもみられるとおり、インドは、ブータンに対する外国の援助は排除する方針をとっており、従って今後わが国からの専門家等のブータン入国については極めて困難になるものとみられる。

ハ) インドは、自らアフガニスタン、アルジェリア、ガボン、シリア等の各国に対し援助を行っており、その意味では先進発展途上国といえよう。

したがって、今後インドに対するわが国の協力はインド政府が積極的に要請して来た案件についての取り上げ 実施するという方針にもとつき対応していくべきであろうと考えられる。

その意味で、今後民間ベースの開発協力に伴うもの

即ち投融資案件で実施可能なものが出てくることか予想される。その場合 ケース・バイ・ケースで、当館にて appraisal を付し要請伝達していく所存である。

(吉岡大使：バングラデシュ)

バングラデシュに派遣された協力隊員は非常に優秀であり、劣悪な環境条件のもとでよく健闘しており、「バ」側関係者にも貴重な人材として受け入れられている。

今後、隊員派遣可能な分野をわが方から示すなど積極的に示唆を与えれば各分野において隊員派遣要請が出来るであろう。

また、協力隊駐在員も「バ」側関係者との交流を深めるなどその活躍はみるべきものがある。大使館としても駐在員の活動に対し側面的に支援を与えるほか、駐在員とともに隊員の健康管理、懇談・激励に努めるなど、彼らの活動環境条件の改善に努めているところであるので、今後とも有能な駐在員の配置と隊員の派遣を是非とも継続・拡充していただきたい。

他方、技術協力のために派遣される専門家についても優秀な人材を得ているか、生活環境が悪い中にも各々努

(4)

かしており、この点十分の理解と評価をしていただくとともに待遇の面などにおいても特段の措置を講じていただきたい。

(御巫理事)

協力隊事業については、これまでスリ・ランカ、パキスタンへの派遣はなく、インド、ネパール、バングラデシュに派遣して来た。現在約20ヶ国に派遣しているが、今後更に派遣国の多角化を図って行く方針である。

また、隊員の派遣は従来政府間協定に基づいていたが、必ずしも協定によらず交換公文による派遣や、隊員という形ではなく *Junior Export* として派遣することも可能であるので、スリ・ランカ、パキスタンにおいても積極的に PR していただければ幸である。

(吉岡大使：スリ・ランカ)

スリ・ランカにおいては、現在まで協力隊員は派遣されていないが、「ス」国が、米軍平和部隊を受入れた際トラブルを生じ、これを追い出したという経緯があるので協力隊員の派遣に関して「ス」側政府に接触するに当

つては慎重を期していきたい。

もっとも現在日本からはOISCA(「オイスカ産業開発協力団」)の技術者が5~6名滞在しており、稲作、蔬菜栽培の面で協力を実施しており、現地関係者に *appreciate* されているが、ともするとごく一部の関係者にのみ評価されているだけで、広く「ス」国内一般に対する貢献につながるものとは言い難い。

なお、スリ・ランカに対して協力隊派遣事業を考えるに当たってこの「OISCA」との競合が生じる可能性はないであろうか。

(御巫理事)

事業団と「OISCA」とは直接の関係はない。しかしながら分野別の調整は可能と思われる。

(法眼総裁)

私としては「OISCA」に対して精神的に支援しているものの、公的には事業団とは何ら関係はなく、その点問題はない。

インドにおいては、「OISCA」の活動は非常に

(6)

appreciate されている。貴使におかれでも支援して
いただければ幸である。

(大鷹参事官)

「OISCA」に対しては外務省から事業費50%の
補助金を出しており、今後75%に引き上げの要望が出さ
れているが民間の団体としての性格を維持すべきとの考
えから50%補助が適当であろうと考えている。

(井上副総裁)

インドが同国内のボランティアを締め出したという意
図はどういうところであるのだろうか。

(鈴木大使)

米国から派遣された平和部隊員の中にはボランティア
活動を装って諜報活動を行うもの(CIAとみられる)
があったため、インド政府がこれをきらって1979年
1月まで国内にいる各国ボランティア全員を締め出すこ
ととなったものである。

(根本大使のメッセージ)

- イ). パキスタンにおいては今年3月に経済使節団(御
巫理事参加)を派遣いただき大変感謝している。今
後のフォローアップにつきよろしくお願ひしたい。
- ロ). 農業協力調査団の派遣についても感謝している次
第である。調査結果にもとづき協力可能な分野に対
しては積極的な協力を推進していただきたい。

(法眼総裁)

- イ) 先に佐々木大使からご発言のあったフレハブ建物
の供与に関連するが、フレハブのみならず機材を供
与する際、その規格、仕様の面で現地の気候風土習
慣上、本邦にあって機材供与業務に従事する者が留
意しておくべき点を喚起していただければ前述のよ
うな問題は相当防げるのではないかと思われる。

この点各大使におかれとも管下館員に配慮せしめ
られればありがたい。

- ロ). また、招へい制度に関連して述べると、国際社会
における国力、経済力等から要人の訪問はとすると
と開発途上国からの一方通行になりがちであるため、

当該途上国からの度重なる要人来訪に対しては、バランスを考慮しつつ我が方各界要人の訪問を企画し、相手国側の不満の解消を図る必要があるだろう。

この点については本省において特にご検討いただきたい。

ハ) なお、総選挙等による政権の交代については、新政権の外交方針、予想される政策その他について速やかに通報が得られるれば、わが方における協力事業の企画立案にも反映することができよう。

エ) インドについては、大国意識が強く、鈴木大使も任国において大変苦勞されていることと察するが、JALMAプロジェクト（アジア救済センター協カ）運営のインド移管に当たってはむしろその大国意識が好要因となったのではないだろうか。

しかし、同国においては開発資金を必要としており、資金協力との結びつき、特に事業面との関係では投融資案件が発掘できる可能性が大きいのではないかと。インドは技術の進んだところと貧困格差の著しいところとが併存している国であり、その対処ぶりについては非常に難しい面もあるが当方としても

努力していくのでよろしくお願ひしたい。

ホ) 協力隊事業については各国からも高い評価を受けており、国内的にも支援、協力を受けている。さきの吉岡大使(バングラデシュ)のご発言にあつたとおり各大使のご支援は誠に心強い限りであり、今後ともよろしくお願ひしたい。

(吉岡大使：バングラデシュ)

「バ」国においては開発途上諸国一般にみられると同様、優秀な人材の国外流出、いわゆる頭脳流出がみられ、日本や欧米で勉強したものがその成果を発揮し得ず又は雇用の機会が与えられない等の理由によりアラブ産油国等へ高収入を求めて流出していく傾向が強い。このような技術者の流出は中堅技術者等開発の担い手のマンパワー不足に直接影響を及ぼし、より一層開発を遅らせる原因となっている。

このため、「バ」政府においては、国内の技術者賃金水準の向上に努めると同時にその愛国心に訴えているが必ずしも満足のいく成果は上っていない。

これについてわが国が明治維新等における経験を生か

(20)

し、何らかの形で示唆なりを与えることができればと思う。

(吉岡大使：スリ・ランカ)

イ) 第三国への技術者流出の問題について、「ス」国内においてはわが国文部省留学生として受入れたものは必ずしもその専門分野で活躍しているとは言い難いが、事業団で受入れた研修員については元来官庁・公団等に所属しているものであり、帰国後も旧職に復帰し定着もよく、バングラデシュのような例は余り見受けられない。彼等帰国研修員たちは自ら同窓会を組織し親日的に活動するなど技術面の及ならず、わが国に受入れた成果が十分窺われており、大使館としても側面的にこれを援助している。事業団関係者の来訪の折には旧交を暖め、日本との親睦を深めるなどの配慮があればさらに効果的になろう。

ロ) 事業団の行う事業を始め政府ベース経済技術協力の遂行の過程で本邦法人等の行う海外企業活動との提携を深めるということについては考慮できないであろうか。

(2)

例えば西独の場合「シーメンス」の現地進出企業で政府ベース派遣専門家が技術指導を行ったり、企業が技術協力研修員受入を行うなど、政府が自国企業の海外進出活動を支援し、企業も国策の遂行に協力するというような例を聞くが、わが国としてはどの程度可能と考えられるだろうか。

(御巫理事)

民間との提携については、広い意味で国益につながるものであるからそれなりに考慮しているところであり、具体的な例としてはザイールにおけるように企業から要請があればいわゆる3号業務の中で開発協力に伴う技術指導のための専門家派遣、研修員受入を行うことは可能である。

(久宗副総裁)

次のス点についてご承知であればうかがいたい。

- イ) 欧米先進国の行う援助の中で現地側の評価の高い例。
- ロ) 相手国政府の中に顧問格で欧米諸国から派遣される

(22)

ている専門家の例。

(吉岡大使：スリ・ランカ)

「ス」国においてはUNDP、FAO等から派遣されているものの中には相当に高いレベルの詳細な情報を得つつ、その識見にもとづいて指導・アドバイスしている例がある。

西独の場合は、単に技術指導のみならず、派遣専門家によって養成された現地技術者を西独が「ス」国内において請負う事業に登用するなど一貫性をもった人的資源の開発と自国の影響力の強化に努めている例があり、わが国としても大いに参考になるものがある。

(佐々木大使)

ネパールにおいては国内幹線道路網建設計画を策定し、計画地域を分割して各々当該地域を各先進国が担当して建設している。

このほか、工業団地、家具・織物センター等直接協力の形をとっているものもあり、また、国营の砂糖、タバコに対する協力などが行われている。

なお顧問等の形での派遣専門家の例は多くないようである。

(法眼総裁)

これまでこの席で議論された点については、事業団としても十分念頭に置いて事業を進めていく所存である。これまでの各大使のご協力、ご努力に対しては深く感謝申し上げるとともに、今後とも各大使におかれては忌憚のないご意見、ご要望等を出していただき、わが国の国際協力の推進に当り協同してより効果的なものとし、またその際情報・意思の疎通を密にして本邦と在外とのギャップをなくすよう努めていくこととしたい。

引続き各大使並びに在外公館関係者各位のご協力を切にお願ひする次第である。

(御巫理事)

それでは、これをもって本日の懇談会を終ります。

(以上)

